

令和4年度の年金額改定について お知らせします！

昨年度から0.4%のマイナス改定です

令和4年1月21日、総務省から「令和3年平均の全国消費者物価指数」が公表されたことに伴い、令和4年度の年金額は、法律の規定により、令和3年度から0.4%のマイナスで改定されます。

なお、改定時期は4月分が支払われる6月支給期からとなります。



年金額の改定について

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

このため、令和4年度年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率(▲0.4%)によって改定されます。

なお、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和4年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

また、マクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は翌年度以降に繰り越されます。

◆令和4年度の参考指標

- (1) 物価変動率 ▲0.2%
- (2) 名目手取り賃金変動率 ▲0.4%
- (3) マクロ経済スライドによるスライド調整率 ▲0.3%



名目手取り賃金変動率	前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均における実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたもの
マクロ経済スライド	現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合、改定率から控除するもの

